

○茨城県立医療大学大学院修士論文及び課題研究論文の審査並びに最終試験に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学大学院学則（平成12年茨城県規則第201号。以下「大学院学則」という。）第36条第3項の規定に基づき、茨城県立医療大学大学院（以下「本大学院」という。）における修士論文及び特定の課題についての研究の成果（以下「課題研究論文」という。）の審査並びに最終試験に関し必要な事項を定めるものとする。

(修士論文等提出の資格)

第2条 修士論文を提出することのできる者は、本学の博士前期課程に1年(大学院学則第18条第1項の規定により入学した者については、同条第3項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、茨城県立医療大学大学院履修規程(以下「履修規程」という。)第3条に基づく所定の単位22単位以上を修得した者又は修得見込みの者とする。

2 前項に規定にかかわらず、看護学専攻におけるCNSコースを履修する者は、修士論文に代えて課題研究論文を提出することとし、当該論文を提出することのできる者は、本学の博士前期課程に1年(大学院学則第18条第1項の規定により入学した者については、同条第3項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、履修規程第3条に基づく所定の単位28単位以上を修得した者又は修得見込みの者とする。

(修士学位審査開始申請書の提出)

第3条 茨城県立医療大学大学院学位規程第3条に定める修士の学位を取得しようとする者は、修士学位審査開始申請書(様式1)を所定の期日までに研究科長に提出しなければならない。

2 研究科長は、前項に定める修士学位審査開始申請書の提出があったときは、研究科委員会にその旨報告するものとする。

(修士論文等の提出)

第4条 修士学位審査開始申請書を提出した者は、所定の期日までに研究科長に次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 修士論文審査申請書(様式2) 1部
- (2) 修士論文又は課題研究論文 6部
- (3) 修士論文又は課題研究論文の要旨 6部

(審査委員会)

第5条 研究科委員会は、第3条第2項の報告があったときは、修士論文又は課題研究論文(以下「修士論文等」という。)の審査及び最終試験(以下「論文審査等」という。)を行うため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、次項各号に定める審査委員で構成し、その選任に当たっては、指導教員の推薦に基づき、研究科委員会の研究科委員会の議を経なければならない。

- 3 審査委員は、次の各号に定める要件を満たす者でなければならない。ただし、修士論文等の論文審査等を受けようとする者の指導教員及び副指導教員は、主査及び副査並びに第4項に規定する学内の審査委員となることはできない。
 - (1) 主査 研究指導教員の資格を有する教員かつ教授である者
 - (2) 副査 研究指導教員又は研究指導補助教員の資格を有する教員である者
- 4 審査委員会の定数は、主査1人、副査2人とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、主査は、必要があると認めるときは、研究科委員会の議を経て、所定の要件を満たす学内外の専門家を2名まで審査委員会に加えることができる。
- 6 審査委員に欠員が生じた場合は、研究科長が指導教員と協議のうえ、補充するものとする。

(修士論文等の審査及び最終試験)

第6条 論文審査等は、公開により行う。

- 2 主査は、論文審査等の実施日時を、所定の期日までに修士論文を提出した者に周知するものとする。
- 3 主査は、論文審査等の実施日時を研究科長に届け出るものとする。
- 4 研究科長は、前項の届出があったときは、論文審査等の実施日時を広く周知するものとする。

(審査委員会の報告)

第7条 審査委員会は、論文審査等が終了したときは、その結果を所定の様式により研究科長に報告するものとする。

- 2 論文審査等の結果は、合格又は不合格の2種の評語を用いるものとする。
- 3 研究科長は、第1項により報告のあった書類を学長及び研究科委員会構成員に対して、研究科委員会の開催前にあらかじめ配布する。

(研究科委員会の審議)

第8条 学長は、論文審査等が終了したのちに研究科委員会を招集し、修士論文等の合否について審議する。

- 2 前項の研究科委員会は、研究科委員会構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(修士論文等の発表)

第9条 研究科委員会は、修士論文等に係る研究発表の場として、公開の発表会を開催するものとする。

(修士論文等の公表)

第10条 修士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、学位論文の内容を学術雑誌等に公表することに努めるものとする。ただし、当該学位を授与される前に公表した時はこの限りではない。

(その他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、研究科委員会の意見を聴き学長が別に定める。

付則

この規程は、平成 14 年 4 月 17 日から施行する。

この規程は、平成 14 年 6 月 19 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 10 月 15 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 10 月 23 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(様式 1) 及び (様式 2) 略